



平成 25 年 11 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 テレビ朝日
代 表 者 代表取締役社長 早 河 洋
コード番号 9 4 0 9 (東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 広報局長 青 木 吾 朗
(TEL 03-6406-1515)

当社元社員による不正行為に関するお知らせ

今般、当社元社員による不正行為（番組制作費の私的流用）が行われていたことが判明いたしました。当社では、今回の事態を重く受け止め、昨日当該元社員および管理監督者に対して、社内処分を行いました。

株主、視聴者の皆さまをはじめ、関係者の皆さまの信頼を裏切る結果となりましたことを、心からお詫びいたします。

記

1. 不正行為の概要

平成 25 年 8 月、定例の税務調査の中で 45 歳男性元社員の番組制作費に関する取引について照会がありました。これを受けて、外部の専門家のアドバイスを受けながら社内調査を行いました。この結果、平成 15 年 11 月から平成 25 年 3 月にわたり、元社員が外部の制作協力会社 3 社に実態のない業務の代金や実態より高額の代金を請求させた上で、この資金を私的に流用し、国内外の旅行、高額な服飾品の購入等に充てていたことが判明し、私的流用額は約 1 億 4,100 万円であることが明らかになりました。

2. 当社の対応について

当該事案発覚後、直ちに社内の調査委員会を設置し、本人並びに社内関係者らと社外関係先に事情聴取した結果、上記の不正行為が明らかになりました。不正流用資金については全額回収を行うべく協議を行っております。なお、社内調査の中で当該元社員以外に、番組制作費の不適切な処理を行っていた事例を複数件確認いたしましたが、私的流用の事実はありませんでした。

こうした調査結果を踏まえ、当社は当該元社員を昨日付で懲戒解雇処分としたのをはじめ、管理監督者 3 人に社内処分を行いました。

3. 過年度の連結財務諸表および平成 26 年 3 月期の業績への影響

当該不正行為による損害金額相当額については当社の連結決算に与える影響は軽微であると判断しております。

4. 再発防止策について

- ① 「制作費監査チーム」を新設
不正を未然に防止するため、コンプライアンス統括室に番組制作費の予算執行監視を目的とする「制作費監査チーム」を設置します。調査権等の強制力と権限を有した社内横断的チームとします。
- ② 予算管理部署に予算執行の詳細を把握する監督者を置き、チェックを強化
予算執行の責任者であるプロデューサーは、予算管理部署へ予算執行状況を報告し、管理部署は予算執行に不適切なものはないか厳格にチェックを行うこととします。そのため、管理部署に予算執行の詳細を把握する監督者を新たに置いて不正防止の強化を図ります。
- ③ 「コンプライアンス誓約書」を新設
制作協力会社から、架空請求書を発行するなどして、当社社員の不適切な予算執行に協力しないよう、誓約書を提出していただきます。また、当社側から不正な番組制作費使用の持ちかけがあった場合の通報窓口を設けます。

以上のような新たな実効性ある施策をとり、今後、再発防止策を徹底するとともに、信頼回復に努力してまいります。

以上